

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」

⑬社会保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料など (年金天引き分は本人の申告のみ使えます)
⑮生命保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の家族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払額 *控除証明書添付
⑯地震保険料控除	所有する家屋などを保険の目的とし損害保険契約等に係る地震損害部分に基づいて支払った保険料 *控除証明書添付
⑰寡婦控除 ⑯ひとり親控除	夫と死別・離別後婚姻していない方又は夫が生死不明な方などで、所得や扶養親族の有無などの条件を満たす方(寡婦控除) 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する方で、所得などの条件を満たす方(ひとり親控除)
⑲勤労学生控除	あなたが学生や生徒で、合計所得金額85万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の場合
⑳障害者控除	あなたや同一生計配偶者(※1)、扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)が障害者である場合
㉑配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合(※2) *配偶者の合計所得金額の欄へ記入
㉒配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が58万円を超え、133万円以下の場合 *配偶者の合計所得金額の欄へ記入
㉓扶養控除 ㉔特定親族特別控除	あなたと生計を一にする親族(16歳以上)で、合計所得金額が58万円以下の場合(※2) ※特定親族(19歳~22歳)は、合計所得123万円以下の場合 ※別居の場合は、別居にチェックを付け、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」へ記入してください。 ※令和6年度より年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、下記1~3のいずれかに該当する場合に扶養控除の対象となります 1. 留学により国外居住者となった者 2. 障害者 3. 扶養控除を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 ※国外居住親族について、扶養控除等の適用を受ける場合には、該当することを明らかにする書類の提出又は提示が必要です
16歳未満の扶養親族	あなたと生計を一にする親族(16歳未満)で、合計所得金額が58万円以下の場合※16歳未満の扶養親族は、控除対象外となりますが、扶養の人数に加えられます。(※2)
㉕医療費控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費(※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例と選択適用) *医療費控除明細書の添付必須

※1

同一生計配偶者とは・・・納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超え、かつ、配偶者の合計所得が58万円以下の場合、配偶者控除の適用は受けることができませんが、扶養の人数に数えられ、配偶者が障害者である場合、障害者控除の適用を受けることができます。ただし、同一生計配偶者とする配偶者を他の納税義務者が扶養親族として重複して扶養にとることはできません。

※2

生計を一にする親族を配偶者控除又は扶養控除、16歳未満の扶養親族にとる場合、ひとりの被扶養者に対して他の納税義務者と重複して扶養にとることはできません。

【各種資料の添付】
給与や年金の源泉徴収票、各種控除を証明する書類は、「申告書」にホチキス止めで添付してください。
※クリップ止めの場合、書類が外れ紛失するおそれもあるため、必ずホチキス止めで提出してください。

記入例

表面

令和8年度 市民税・県民税申告書

現住所	市長 あて	1月1日現在の住所
提出年月日	年 月 日	フリガナ
8 2 16	氏名	シモダ タロウ 下田 太朗
同上		
生年月日 世帯主氏名 統柄		
33.11.11 本人		
本人との関係		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項			
社会保険料控除			
社会保険料	支払った保険料		
国民健康保険税	120,000 円		
介護保険料	45,200 円		
国民年金保険料	205,720 円		
合計	370,920 円		
新生命保険料の計			
生命保険料控除	120,000 円		
新個人年金保険料の計	15,000 円		
介護医療保険料の計	0 円		
地震保険料控除			
地震保険料控除	15,000 円		
扶養控除			
扶養控除、ひとり親控除、勤労学生控除	① 口寡婦控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還	② ひとり親控除 □ひとり親控除 □勤労学生控除 (学校名)	
障害者控除	シモダ ウメ 下田 うめ	障害の程度 精・身・療・認 2 級度	
扶養控除	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 1	扶養控除	
2 所得金額	公的年金等 2,300,000	事業 農業 不動産 利子 配当 給与 公的年金等 2,300,000	
3 扶養控除・特定親族特別控除	シモダ ハナコ 下田 花子	生年月日 明・大・昭 43.5.1 扶養者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 1 扶養控除 シモダ ウメ 下田 うめ	扶養控除 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く) 扶養控除 シモダ カズコ 下田 和子
4 扶養控除・特定親族特別控除	シモダ イチロウ 下田 一郎	生年月日 平・令 30.7.7 扶養控除 シモダ カズコ 下田 和子	扶養控除 シモダ イチロウ 下田 一郎
5 医療費控除	損傷の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類	損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額	支払った医療費等 保険金などで補填される金額
	170,000 円	20,000 円	170,000 円

記入不要

「1 収入金額等」及び「2 所得金額」

営業・農業・不動産	営業(漁業含む)・農業・不動産所得がある方は、収支内訳書を作成し添付してください。
給与	源泉徴収票を添付してください。源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6 紹介所得の内訳」欄を記入してください。
雑(公的年金)	国民年金・厚生年金・各種共済年金・企業年金等の源泉徴収票を添付してください。遺族年金、障害年金は非課税の年金になりますので申告する必要ありません。
雑(その他)	個人年金等がある方は証明書を添付の上、申告書裏面の「9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項」欄を記入してください。
総合譲渡	ゴルフ会員権や船舶、漁業権等の資産を売却した場合は譲渡所得になります。資産を取得してから譲渡するまでの保有期間に限り、短期と長期に分けられます。申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入してください。
一時	生命保険の満期保険金や損害保険の満期返戻金、中途解約返戻金は一時所得になります。証明書を添付の上、申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入してください。

☆給与所得の求め方

給与等の収入額の合計(A)	計算式又は給与所得金額(円)
~1,900,000円	A-650,000円
1,900,001円~3,600,000円	A÷4=B B×2.8-80,000円
3,600,001円~6,600,000円	※Bは千円未満の端数切捨て B×3.2-440,000円
6,600,001円~8,500,000円	A×0.9-1,100,000円
8,500,001円~	A-1,950,000円

☆公的年金等の雑所得の求め方※

65歳未満の方(昭和36年1月2日以降生まれ)

公的年金の収入額の合計(C)	計算式又は雑所得金額(円)
~600,000円	0円
600,001円~1,300,000円	C-600,000円
1,300,001円~4,100,000円	C×0.75-275,000円
4,100,001円~7,700,000円	C×0.85-685,000円
7,700,001円~10,000,000円	C×0.95-1455,000円
10,000,001円~	C-1,955,000円

65歳以上の方(昭和36年1月1日以前生まれ)

公的年金の収入額の合計(C)	計算式又は雑所得金額(円)
~1,100,000円	0円
1,100,001円~3,300,000円	C-1,100,000円
3,300,001円~4,100,000円	C×0.75-275,000円
4,100,001円~7,700,000円	C×0.85-685,000円
7,700,001円~10,000,000円	C×0.95-1455,000円
10,000,001円~	C-1,955,000円

※公的年金等の雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合は、1,000万円以上の方は、直接お問い合わせください。

★所得金額調整控除について

次の(1)若しくは(2)のいずれか又は両方に該当する場合は、所得金額調整控除が適用されます。該当する場合は、申告書の「2 所得金額」の「給与⑥」は記入せず空欄のまま提出してください。

(1) 紹介等の収入金額が850万円を超え、本人、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合

(2) 紹介所得と公的年金等の雑所得がある場合で、紹介所得と公的年金等の合計額が10万円を超える場合

「6 給与所得の内訳」
給与所得者で源泉徴収票を取得することができない場合は、雇用主からの給与支払証明書を添付するか、この欄に明細を記入してください。

6 給与所得の内訳 (印鑑などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は) (記入してください)
月 日 給 効率 日数 月 収
1 円 円
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
賞 手 等 円
合 計
法人番号又は所在地
勤 務 先 名
電 話 番 号
10-1 総合課税(一時金等の特別控除額)の申告
収入金額 必要経費 差引金額 (収入金額-必要経費) 特別控除額 所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合課税 短期 円 円 円 イ ロ
長 期
一 時
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右の三の金額を表面のリの所得金額欄へ記入してください。
二 合計 イ+(ロ+ハ)×1/2
11 事業専従者に関する事項
フリガナ 続柄 生年月日 明・大・昭 年・令 専従者給与(控除額)
1 氏名 例 年齢 従事月数
個人番号
フリガナ 続柄 生年月日 明・大・昭 年・令 専従者給与(控除額)
2 氏名 例 年齢 従事月数
個人番号
フリガナ 続柄 生年月日 明・大・昭 年・令 専従者給与(控除額)
3 氏名 例 年齢 従事月数
個人番号
面接における責任者由由の有無 会員登録・認証なし 合計
12 別居の扶養親族等に関する事項
フリガナ 個人番号 住所 国外居住
1 氏名
フリガナ 個人番号 住所 国外居住
2 氏名
フリガナ 個人番号 住所 国外居住
3 氏名
□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
13 事業税に関する事項
非課税所得など 所得金額 円
損益通算の特例適用前の不動産所得
事業用資産の譲渡損失など 資産の譲渡損失など
前年の開業月 開始・廃止月 日
□他都道府県の事務所等
14 寄附金控除申告欄
都道府県、市区町村分 (特例控除対象) 円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)
条例指定分 都道府県
市区町村
支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金控除申告書(二)」を提出してください。
15 所得金額調整控除に関する事項
フリガナ 続柄 生年月日 明・大・昭 年・令 特別障害者に該当する場合 級度 別居の場合 会員登録・認証なし
氏名
個人番号

事業専従者がいる場合記入
扶養親族が「別居」の場合記入

【電子申告のお願い】

令和8年度分からマイナンバーカードを利用した市県民税申告がはじめました。マイナポータル画面かeLTAXホームページからログインしてください。(マイナンバーカード、パスワード、マイナンバーカード対応のスマートフォン又はパソコンが必要です。)

【申告書の用紙】

市民税・県民税の申告書は、下田市役所税務課⑨窓口で配布しています。また、下田市ホームページからもダウンロードできます。

【申告書の提出は郵送でも可能です】

申告書表面の住所・氏名・電話番号の欄を正確に記入し、下田市役所税務課まで郵送してください。

【市民税・県民税申告における注意点】

市民税・県民税の申告では、所得税の還付を受けることはできませんのでご注意ください。

提出していただいた申告書の所得や控除の内容によっては、所得税の確定申告が必要となる場合があります。

所得税の確定申告に関することは税務署までお問い合わせください。下田税務署 0558-22-0185(代表)

なお、国税庁ホームページの「確定申告書作成センター」では、画面の案内にしたがって入力するだけで確定申告書を作成することができます。ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp/>

令和8年度 市民税・県民税申告書の手引き

下記フローチャートにより、申告する必要があるかどうかをご確認ください。

申告書を作成する際は、次ページ以降の記入例を参考に該当欄に必要事項を記入し、ご提出ください。

※令和7年分とは、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいいます。

申告期限:令和8年3月16日(月)

※令和8年1月1日現在、下田市に住所がある方が対象です。

他市区町村に住所があった方は、その市区町村にご確認ください。

はい: →

いいえ: →

確定申告をしますか? はい → 市県民税の申告は不要です

いいえ ↘ 昨年中に収入(1円以上)はありましたか?

はい ↘ 収入は遺族・障害年金、失業給付等の非課税となる所得のみでしたか?

いいえ ↘ 給与所得がありますか? はい → 勤務先から下田市役所に給与支払報告書が提出されていますか?

いいえ ↘ 公的年金を受給していますか? はい → 公的年金の支払報告書が下田市役所に提出されていますか?

いいえ ↘ 給与・公的年金以外の収入はありますか? はい → 申告不要です

はい ↘ 給与・公的年金以外の所得の合計額が20万円を越えていますか?

はい → 所得税の確定申告が必要です
いいえ → 市県民税の申告が必要です

※重要※

「物価高騰対応重点支援給付金」、「定額減税補足給付金(調整給付)」は、収入には含まれません。

「雇用調整助成金」は事業所得等に区分されるため、収入として計上する必要があります。

その他の給付金等については、支給元団体にご確認ください。

←勤務先に提出先自治体をご確認ください。
市県民税の申告が必要です

※所得税の還付、納税となる場合には確定申告が必要です。

※給与・公的年金以外の収入について
営業・農業・漁業・不動産、利子、配当、一時金、等
課税所得となるすべての収入を指します。

【★ご注意ください★】

- 所得や控除の大きさ、扶養親族の数、障害者や寡婦、ひとり親に該当するなどの事情やNISAの利用等により、必ずしも本フロー通りにはなりません。
- 2か所以上から給与や年金を得ている方は原則申告が必要です。
- 昨年中に退職し再就職した方は、前職分を含めた年末調整をしていない場合には申告が必要です。
- 給与所得者又は公的年金受給者で「追加する控除」がある場合には申告が必要です。
- 分離申告となる所得がある方などは、所得税の確定申告が必要となる場合があります。
※詳細は、下記の連絡先までお問い合わせください。

【公的年金所得者の特例】

※公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要です。ただし、市県民税の控除の適用を受けるためには、市県民税申告が必要な場合があります。所得額や控除の内容によって異なりますが、市県民税申告をすることによって市県民税額が小さくなる場合があります。

【市県民税申告に関する問合せ先】

〒415-8501
静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
下田市役所 税務課 市民税係(9番窓口)
電話:0558-22-2218(税務課直通)

【確定申告に関する問合せ先】

〒415-8515 静岡県下田市六丁目3番26号
下田税務署
電話:0558-22-0185(音声案内)
※自動音声により案内しておりますので、確定申告(所得税・消費税・贈与税)に関するお問い合わせは、「0」を選択してください。